

## 会 議 録

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 会議の名称                    | 第2回 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会   |
| 開催日                      | 令和3年10月29日(金)   |
| 開催時間                     | 開会 19時00分 閉会 20時10分   |
| 開催場所                     | 鴻巣市役所 本庁舎 4階 大会議室   |
| 議長(会長)<br>氏 名            | 会 長 石 崎 一 記   |
| 出席者(委員)<br>氏 名<br>(出席者数) | 石 崎 一 記(会 長) 佐藤芳隆(副会長)<br>吉田全利、関根茂夫、奥山龍一、奥木美恵子<br>土橋純、関根勇、宮田忠夫、陸田典志<br>酒巻喜久子<br><br>(11名)                                     |
| 欠席者(委員)氏名<br>(欠席者数)      | 藤原将人、眞鍋透、代みさき(3名)   |
| 事務局職員<br>職 氏 名           | 教育長 望月 栄<br>教育部長 齊藤隆志<br>教育部参与 大島 進<br>教育部副部長兼学務課長 宮野和幸<br>教育部参事兼教育総務課長 鳥沢保行<br>教育総務課主査 飯島恭司<br>教育総務課副主査 新井洋平<br>教育総務課主任 堀 智紀 |
| 傍聴の可否<br>(傍聴者数)          | 可(傍聴者0名)  |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>会<br/>議<br/>次<br/>第</p> | <p>1 開会のことば<br/>2 会長あいさつ<br/>3 議題<br/>（1）答申（案）についての審議<br/>4 答申書の提出<br/>5 閉会のことば</p> |
| <p>配<br/>布<br/>資<br/>料</p> | <p>資料1 小学校プール施設の維持と中学校プール施設の廃止について（答申）</p>  |

(決定事項)

・ 審議結果

小学校プール施設は当面の間維持し、中学校プール施設を令和4年度から廃止することは妥当である。

なお、今後、小中学校の水泳授業と施設のあり方を検討する際には、民間施設の活用等を含めて検討することを望む。

※別紙、答申書のとおり

(主な意見)

・ 小学校、中学校ともに水泳授業は10時間程度なのか。

→中学校は10時間程度である。小学校においても、7月頃から水泳授業が開始され、週3程度の授業数と考えると、だいたい10時間程度と思われる。

・ 廃止の理由として、教職員の負担軽減が挙げられていることに違和感がある。教職員は「子ども達のため」という使命感をもって働いているため。

→「教職員の負担軽減」は削除し、「安全確保のための対策」という文言を追加する。廃止の理由は、コストパフォーマンス及び、他の教育施設に関する改修や維持管理のための財源確保とし、安全確保のための対策、温暖化による平均気温の上昇や熱中症のリスクについては、プール授業を実施する上での課題として記載する。

・ 1段落目に、「命を守る観点からも必要である」と記載されているが、指導要領には必要であると明言されていなかったと思う。必要よりは重要とするのはどうか。

→原案どおり、必要と記載する。

・ 答申(案)の冒頭における審議結果では、「プール施設を維持し」と記載しているが、後ろから2段落目では、「小学校のプール施設を当面の間維持し」と、「当面の間」が付け加えられているのはなぜか。

→当面の間維持するの、当面というのは、プール施設のことを指している。実技を指して、当面の間維持し、やがてなくすというものではない。施設については、修繕を行いながら、当面の間維持していくが、今後、水泳の授業については民間施設の活用もあるという意味で、ここでは「当面の間」と記載している。